

### 富士市建設工事監督検査実務要覧 III 新旧対照表

現行（青文字：改正箇所）			改正（赤文字：改正箇所）		
頁	項目	現行条文	頁	項目	新条文
1	2	評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>130万円以上</u> の工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。	1	2	評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>200万円超</u> の工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。
1	4-(5)-②	<u>130万円以上500万円未満</u> の工事 原則として、少額工事考査項目別運用表（建築・設備工事）により行うものとする。	1	2	<u>200万円超500万円未満</u> の工事 原則として、少額工事考査項目別運用表（建築・設備工事）により行うものとする。
3	1-(1)-2)	<u>対象期間内の現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）に応じて評価する。</u>	3	1-(1)-2)	<u>月単位・通期の週休2日の現場閉所率に応じて評価する。</u>
49	1	請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>130万円以上500万円未満</u> の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。	49	1	請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>200万円超500万円未満</u> の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。
138	1-2-(1)	富士市が施行する当初請負代金額 <u>130万円以上1,000万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。 なお、当初請負代金額 <u>130万円以上500万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事を特に「少額工事」という。	138	1-2-(1)	富士市が施行する当初請負代金額 <u>200万円超2,000万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。 なお、当初請負代金額 <u>200万円超500万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事を特に「少額工事」という。
138	1-3-(2)	チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することができるものであり、 <u>検査時等の提示など説明責任の必要がある。</u>	138	1-3-(2)	チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することであり、 <u>説明責任が要らないということではない。</u>



## 富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅲ 新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																																								
建築・設備工事成績評定編	23	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">審査項目・細別</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 75%;">評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 創意工夫</td> <td rowspan="10">■安全衛生関係</td> <td><input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 35.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">■施工管理関係</td> <td rowspan="7"></td> <td><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 42.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">■その他</td> <td rowspan="7"></td> <td>&lt;新技術活用&gt; ※本項目は2点の加点とする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。</td> </tr> <tr> <td>&lt;週休2日推進工事&gt; ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 44.4週8休以上（現場閉鎖率28.5%以上）2点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満（現場閉鎖率25%以上28.5%未満）1点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満（現場閉鎖率21.4%以上25%未満）0.5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 47.4週6休未満（現場閉鎖率21.4%未満）又は対象工事以外（加点なし）</td> </tr> <tr> <td>&lt;その他&gt;</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 48.その他</td> </tr> <tr> <td>理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 49.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（最大 7点）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評点計=0点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。          ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。          ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。          なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。          ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。          ※5. レビューを行った評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	審査項目・細別		評価対象項目	5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）	<input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	<input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	<input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	<input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	<input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫	<input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	<input type="checkbox"/> 35.その他	理由： 詳細評価内容：	■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	<input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用	<input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫	<input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。	<input type="checkbox"/> 42.その他	理由： 詳細評価内容：	■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。	<input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。	<週休2日推進工事> ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。	<input type="checkbox"/> 44.4週8休以上（現場閉鎖率28.5%以上）2点	<input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満（現場閉鎖率25%以上28.5%未満）1点	<input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満（現場閉鎖率21.4%以上25%未満）0.5点	<input type="checkbox"/> 47.4週6休未満（現場閉鎖率21.4%未満）又は対象工事以外（加点なし）	<その他>	<input type="checkbox"/> 48.その他	理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。	<input type="checkbox"/> 49.その他	理由： 詳細評価内容：	（最大 7点）			評点計=0点			建築・設備工事成績評定編	23	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">審査項目・細別</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 75%;">評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 創意工夫</td> <td rowspan="10">■安全衛生関係</td> <td><input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 35.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">■施工管理関係</td> <td rowspan="7"></td> <td><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 42.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">■その他</td> <td rowspan="7"></td> <td>&lt;新技術活用&gt; ※本項目は2点の加点とする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。</td> </tr> <tr> <td>&lt;週休2日制&gt; ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1点のいずれかとする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 44.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・月単位）2点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 45.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・週期）1点</td> </tr> <tr> <td>&lt;その他&gt;</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 46.その他</td> </tr> <tr> <td>理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 47.その他</td> </tr> <tr> <td>理由： 詳細評価内容：</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（最大 7点）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">評点計=0点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。          ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。          ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。          なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。          ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。          ※5. レビューを行った評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	審査項目・細別		評価対象項目	5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）	<input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	<input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	<input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	<input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	<input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫	<input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	<input type="checkbox"/> 35.その他	理由： 詳細評価内容：	■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	<input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用	<input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫	<input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。	<input type="checkbox"/> 42.その他	理由： 詳細評価内容：	■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。	<input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。	<週休2日制> ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1点のいずれかとする。	<input type="checkbox"/> 44.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・月単位）2点	<input type="checkbox"/> 45.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・週期）1点	<その他>	<input type="checkbox"/> 46.その他	理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。	<input type="checkbox"/> 47.その他	理由： 詳細評価内容：	（最大 7点）			評点計=0点		
審査項目・細別		評価対象項目																																																																																											
5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 35.その他																																																																																											
		理由： 詳細評価内容：																																																																																											
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 42.その他																																																																																											
理由： 詳細評価内容：																																																																																													
■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。																																																																																											
		<週休2日推進工事> ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 44.4週8休以上（現場閉鎖率28.5%以上）2点																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満（現場閉鎖率25%以上28.5%未満）1点																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満（現場閉鎖率21.4%以上25%未満）0.5点																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 47.4週6休未満（現場閉鎖率21.4%未満）又は対象工事以外（加点なし）																																																																																											
<その他>																																																																																													
<input type="checkbox"/> 48.その他																																																																																													
理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。																																																																																													
<input type="checkbox"/> 49.その他																																																																																													
理由： 詳細評価内容：																																																																																													
（最大 7点）																																																																																													
評点計=0点																																																																																													
審査項目・細別		評価対象項目																																																																																											
5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27.安全設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等）																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 35.その他																																																																																											
		理由： 詳細評価内容：																																																																																											
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術（※）を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を活用した場合。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 42.その他																																																																																											
理由： 詳細評価内容：																																																																																													
■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。																																																																																											
		<週休2日制> ※本項目は現場閉鎖（現場休息）率に応じて、2、1点のいずれかとする。																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 44.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・月単位）2点																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 45.現場閉鎖率28.5%以上（4週8休以上・週期）1点																																																																																											
		<その他>																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 46.その他																																																																																											
理由：若手技術者の登用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。																																																																																													
<input type="checkbox"/> 47.その他																																																																																													
理由： 詳細評価内容：																																																																																													
（最大 7点）																																																																																													
評点計=0点																																																																																													

## 富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅲ 新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																								
建築・設備工事成績評定編	28	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th> <th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 10%;">点数</th> <th style="width: 80%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">8. 法令遵守等</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-20 点</td> <td>1.指名停止3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-15 点</td> <td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-13 点</td> <td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-10 点</td> <td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-8 点</td> <td>5.文書注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-5 点</td> <td>6.口頭注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-3 点</td> <td>7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>-5 点</td> <td>8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表			点数	措置内容	8. 法令遵守等	◎	該当無し	○	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上	○	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	○	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	○	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	○	-8 点	5.文書注意	○	-5 点	6.口頭注意	○	-3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合	□	-5 点	8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p>			建築・設備工事成績評定編	28	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th> <th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th></th> <th style="width: 10%;">点数</th> <th style="width: 80%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">8. 法令遵守等</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-20 点</td> <td>1.指名停止3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-15 点</td> <td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-13 点</td> <td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-10 点</td> <td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-8 点</td> <td>5.文書注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-5 点</td> <td>6.口頭注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-3 点</td> <td>7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>-5 点</td> <td>8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表			点数	措置内容	8. 法令遵守等	◎	該当無し	○	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上	○	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	○	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	○	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	○	-8 点	5.文書注意	○	-5 点	6.口頭注意	○	-3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	□	-5 点	8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p>		
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																												
	点数	措置内容																																																																											
8. 法令遵守等	◎	該当無し																																																																											
	○	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上																																																																										
	○	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																										
	○	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																										
	○	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																										
	○	-8 点	5.文書注意																																																																										
	○	-5 点	6.口頭注意																																																																										
	○	-3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合																																																																										
	□	-5 点	8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																										
	<p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p>																																																																												
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																												
	点数	措置内容																																																																											
8. 法令遵守等	◎	該当無し																																																																											
	○	-20 点	1.指名停止3ヶ月以上																																																																										
	○	-15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																										
	○	-13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																										
	○	-10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																										
	○	-8 点	5.文書注意																																																																										
	○	-5 点	6.口頭注意																																																																										
	○	-3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)																																																																										
	□	-5 点	8.総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																										
	<p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の違反事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場工事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の違反事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が懲戒等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10.下請代金返還防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない、あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業子弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16.格入コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</p>																																																																												

# 富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅲ 新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																																																																																																																																																																				
建築・設備工事成績評定編	50	<h3 style="text-align: center;">工事成績採点表(建築・設備)</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事名</th> <th colspan="2">契約金額(億円)</th> <th colspan="2">工事場所</th> <th colspan="2">工期</th> <th colspan="2">完成年月日</th> </tr> <tr> <th>契約金額</th> <th>現業(円)</th> <th>所在地</th> <th>任意地</th> <th>工期(日)</th> <th>開始</th> <th>完了</th> <th>完成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考査項目</td> <td colspan="2">①主任監督員</td> <td colspan="2">②主任監督員</td> <td colspan="2">③主任監督員(既許・中開)</td> <td colspan="2">④主任監督員(高検)</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> <td>f</td> <td>g</td> <td>h</td> </tr> <tr> <td>1. 施工体制</td> <td>1.1 施工体制一般</td> <td>1.2 目標達成率</td> <td>1.3 工期管理</td> <td>1.4 品質管理</td> <td>1.5 安全対策</td> <td>1.6 環境対策</td> <td>1.7 社会関係</td> <td>1.8 総合評価</td> </tr> <tr> <td>2. 施工状況</td> <td>2.1 施工管理</td> <td>2.2 安全管理</td> <td>2.3 品質管理</td> <td>2.4 環境対策</td> <td>2.5 社会関係</td> <td>2.6 総合評価</td> <td>2.7 社会関係</td> <td>2.8 総合評価</td> </tr> <tr> <td>3. 品質</td> <td>3.1 品質</td> <td>3.2 品質</td> <td>3.3 品質</td> <td>3.4 品質</td> <td>3.5 品質</td> <td>3.6 品質</td> <td>3.7 品質</td> <td>3.8 品質</td> </tr> <tr> <td>4. 工事特性</td> <td>4.1 工事特性</td> <td>4.2 工事特性</td> <td>4.3 工事特性</td> <td>4.4 工事特性</td> <td>4.5 工事特性</td> <td>4.6 工事特性</td> <td>4.7 工事特性</td> <td>4.8 工事特性</td> </tr> <tr> <td>5. 関係団体</td> <td>5.1 関係団体</td> <td>5.2 関係団体</td> <td>5.3 関係団体</td> <td>5.4 関係団体</td> <td>5.5 関係団体</td> <td>5.6 関係団体</td> <td>5.7 関係団体</td> <td>5.8 関係団体</td> </tr> <tr> <td>6. 社会関係</td> <td>6.1 社会関係</td> <td>6.2 社会関係</td> <td>6.3 社会関係</td> <td>6.4 社会関係</td> <td>6.5 社会関係</td> <td>6.6 社会関係</td> <td>6.7 社会関係</td> <td>6.8 社会関係</td> </tr> <tr> <td>7. 評定点</td> <td colspan="2">①</td> <td colspan="2">②</td> <td colspan="2">③</td> <td colspan="2">④</td> </tr> <tr> <td>8. 採点方法</td> <td colspan="8">                     ① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                 </td> </tr> </tbody> </table>	工事名	契約金額(億円)		工事場所		工期		完成年月日		契約金額	現業(円)	所在地	任意地	工期(日)	開始	完了	完成	考査項目	①主任監督員		②主任監督員		③主任監督員(既許・中開)		④主任監督員(高検)		項目	a	b	c	d	e	f	g	h	1. 施工体制	1.1 施工体制一般	1.2 目標達成率	1.3 工期管理	1.4 品質管理	1.5 安全対策	1.6 環境対策	1.7 社会関係	1.8 総合評価	2. 施工状況	2.1 施工管理	2.2 安全管理	2.3 品質管理	2.4 環境対策	2.5 社会関係	2.6 総合評価	2.7 社会関係	2.8 総合評価	3. 品質	3.1 品質	3.2 品質	3.3 品質	3.4 品質	3.5 品質	3.6 品質	3.7 品質	3.8 品質	4. 工事特性	4.1 工事特性	4.2 工事特性	4.3 工事特性	4.4 工事特性	4.5 工事特性	4.6 工事特性	4.7 工事特性	4.8 工事特性	5. 関係団体	5.1 関係団体	5.2 関係団体	5.3 関係団体	5.4 関係団体	5.5 関係団体	5.6 関係団体	5.7 関係団体	5.8 関係団体	6. 社会関係	6.1 社会関係	6.2 社会関係	6.3 社会関係	6.4 社会関係	6.5 社会関係	6.6 社会関係	6.7 社会関係	6.8 社会関係	7. 評定点	①		②		③		④		8. 採点方法	① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6								<h3 style="text-align: center;">工事成績採点表(建築・設備)</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工事名</th> <th colspan="2">契約金額(億円)</th> <th colspan="2">工事場所</th> <th colspan="2">工期</th> <th colspan="2">完成年月日</th> </tr> <tr> <th>契約金額</th> <th>現業(円)</th> <th>所在地</th> <th>任意地</th> <th>工期(日)</th> <th>開始</th> <th>完了</th> <th>完成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考査項目</td> <td colspan="2">①主任監督員</td> <td colspan="2">②主任監督員</td> <td colspan="2">③主任監督員(既許・中開)</td> <td colspan="2">④主任監督員(高検)</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>a</td> <td>b</td> <td>c</td> <td>d</td> <td>e</td> <td>f</td> <td>g</td> <td>h</td> </tr> <tr> <td>1. 施工体制</td> <td>1.1 施工体制一般</td> <td>1.2 目標達成率</td> <td>1.3 工期管理</td> <td>1.4 品質管理</td> <td>1.5 安全対策</td> <td>1.6 環境対策</td> <td>1.7 社会関係</td> <td>1.8 総合評価</td> </tr> <tr> <td>2. 施工状況</td> <td>2.1 施工管理</td> <td>2.2 安全管理</td> <td>2.3 品質管理</td> <td>2.4 環境対策</td> <td>2.5 社会関係</td> <td>2.6 総合評価</td> <td>2.7 社会関係</td> <td>2.8 総合評価</td> </tr> <tr> <td>3. 品質</td> <td>3.1 品質</td> <td>3.2 品質</td> <td>3.3 品質</td> <td>3.4 品質</td> <td>3.5 品質</td> <td>3.6 品質</td> <td>3.7 品質</td> <td>3.8 品質</td> </tr> <tr> <td>4. 工事特性</td> <td>4.1 工事特性</td> <td>4.2 工事特性</td> <td>4.3 工事特性</td> <td>4.4 工事特性</td> <td>4.5 工事特性</td> <td>4.6 工事特性</td> <td>4.7 工事特性</td> <td>4.8 工事特性</td> </tr> <tr> <td>5. 関係団体</td> <td>5.1 関係団体</td> <td>5.2 関係団体</td> <td>5.3 関係団体</td> <td>5.4 関係団体</td> <td>5.5 関係団体</td> <td>5.6 関係団体</td> <td>5.7 関係団体</td> <td>5.8 関係団体</td> </tr> <tr> <td>6. 社会関係</td> <td>6.1 社会関係</td> <td>6.2 社会関係</td> <td>6.3 社会関係</td> <td>6.4 社会関係</td> <td>6.5 社会関係</td> <td>6.6 社会関係</td> <td>6.7 社会関係</td> <td>6.8 社会関係</td> </tr> <tr> <td>7. 評定点</td> <td colspan="2">①</td> <td colspan="2">②</td> <td colspan="2">③</td> <td colspan="2">④</td> </tr> <tr> <td>8. 採点方法</td> <td colspan="8">                     ① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                      ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6                 </td> </tr> </tbody> </table>	工事名	契約金額(億円)		工事場所		工期		完成年月日		契約金額	現業(円)	所在地	任意地	工期(日)	開始	完了	完成	考査項目	①主任監督員		②主任監督員		③主任監督員(既許・中開)		④主任監督員(高検)		項目	a	b	c	d	e	f	g	h	1. 施工体制	1.1 施工体制一般	1.2 目標達成率	1.3 工期管理	1.4 品質管理	1.5 安全対策	1.6 環境対策	1.7 社会関係	1.8 総合評価	2. 施工状況	2.1 施工管理	2.2 安全管理	2.3 品質管理	2.4 環境対策	2.5 社会関係	2.6 総合評価	2.7 社会関係	2.8 総合評価	3. 品質	3.1 品質	3.2 品質	3.3 品質	3.4 品質	3.5 品質	3.6 品質	3.7 品質	3.8 品質	4. 工事特性	4.1 工事特性	4.2 工事特性	4.3 工事特性	4.4 工事特性	4.5 工事特性	4.6 工事特性	4.7 工事特性	4.8 工事特性	5. 関係団体	5.1 関係団体	5.2 関係団体	5.3 関係団体	5.4 関係団体	5.5 関係団体	5.6 関係団体	5.7 関係団体	5.8 関係団体	6. 社会関係	6.1 社会関係	6.2 社会関係	6.3 社会関係	6.4 社会関係	6.5 社会関係	6.6 社会関係	6.7 社会関係	6.8 社会関係	7. 評定点	①		②		③		④		8. 採点方法	① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6							
工事名	契約金額(億円)			工事場所		工期		完成年月日																																																																																																																																																																																																																	
	契約金額	現業(円)	所在地	任意地	工期(日)	開始	完了	完成																																																																																																																																																																																																																	
考査項目	①主任監督員		②主任監督員		③主任監督員(既許・中開)		④主任監督員(高検)																																																																																																																																																																																																																		
項目	a	b	c	d	e	f	g	h																																																																																																																																																																																																																	
1. 施工体制	1.1 施工体制一般	1.2 目標達成率	1.3 工期管理	1.4 品質管理	1.5 安全対策	1.6 環境対策	1.7 社会関係	1.8 総合評価																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工状況	2.1 施工管理	2.2 安全管理	2.3 品質管理	2.4 環境対策	2.5 社会関係	2.6 総合評価	2.7 社会関係	2.8 総合評価																																																																																																																																																																																																																	
3. 品質	3.1 品質	3.2 品質	3.3 品質	3.4 品質	3.5 品質	3.6 品質	3.7 品質	3.8 品質																																																																																																																																																																																																																	
4. 工事特性	4.1 工事特性	4.2 工事特性	4.3 工事特性	4.4 工事特性	4.5 工事特性	4.6 工事特性	4.7 工事特性	4.8 工事特性																																																																																																																																																																																																																	
5. 関係団体	5.1 関係団体	5.2 関係団体	5.3 関係団体	5.4 関係団体	5.5 関係団体	5.6 関係団体	5.7 関係団体	5.8 関係団体																																																																																																																																																																																																																	
6. 社会関係	6.1 社会関係	6.2 社会関係	6.3 社会関係	6.4 社会関係	6.5 社会関係	6.6 社会関係	6.7 社会関係	6.8 社会関係																																																																																																																																																																																																																	
7. 評定点	①		②		③		④																																																																																																																																																																																																																		
8. 採点方法	① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6																																																																																																																																																																																																																								
工事名	契約金額(億円)		工事場所		工期		完成年月日																																																																																																																																																																																																																		
	契約金額	現業(円)	所在地	任意地	工期(日)	開始	完了	完成																																																																																																																																																																																																																	
考査項目	①主任監督員		②主任監督員		③主任監督員(既許・中開)		④主任監督員(高検)																																																																																																																																																																																																																		
項目	a	b	c	d	e	f	g	h																																																																																																																																																																																																																	
1. 施工体制	1.1 施工体制一般	1.2 目標達成率	1.3 工期管理	1.4 品質管理	1.5 安全対策	1.6 環境対策	1.7 社会関係	1.8 総合評価																																																																																																																																																																																																																	
2. 施工状況	2.1 施工管理	2.2 安全管理	2.3 品質管理	2.4 環境対策	2.5 社会関係	2.6 総合評価	2.7 社会関係	2.8 総合評価																																																																																																																																																																																																																	
3. 品質	3.1 品質	3.2 品質	3.3 品質	3.4 品質	3.5 品質	3.6 品質	3.7 品質	3.8 品質																																																																																																																																																																																																																	
4. 工事特性	4.1 工事特性	4.2 工事特性	4.3 工事特性	4.4 工事特性	4.5 工事特性	4.6 工事特性	4.7 工事特性	4.8 工事特性																																																																																																																																																																																																																	
5. 関係団体	5.1 関係団体	5.2 関係団体	5.3 関係団体	5.4 関係団体	5.5 関係団体	5.6 関係団体	5.7 関係団体	5.8 関係団体																																																																																																																																																																																																																	
6. 社会関係	6.1 社会関係	6.2 社会関係	6.3 社会関係	6.4 社会関係	6.5 社会関係	6.6 社会関係	6.7 社会関係	6.8 社会関係																																																																																																																																																																																																																	
7. 評定点	①		②		③		④																																																																																																																																																																																																																		
8. 採点方法	① 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ② 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ③ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6 ④ 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6																																																																																																																																																																																																																								
		<p>※1 6.5点+加減乗除合計(1+2+3+4+5+6)とする。</p> <p>※2 1.1+2.2+3.3+4.4+5.5+6.6+7.7+8.8+9.9+10.0+11.1+12.2+13.3+14.4+15.5+16.6+17.7+18.8+19.9+20.0+21.1+22.2+23.3+24.4+25.5+26.6+27.7+28.8+29.9+30.0+31.1+32.2+33.3+34.4+35.5+36.6+37.7+38.8+39.9+40.0+41.1+42.2+43.3+44.4+45.5+46.6+47.7+48.8+49.9+50.0+51.1+52.2+53.3+54.4+55.5+56.6+57.7+58.8+59.9+60.0+61.1+62.2+63.3+64.4+65.5+66.6+67.7+68.8+69.9+70.0+71.1+72.2+73.3+74.4+75.5+76.6+77.7+78.8+79.9+80.0+81.1+82.2+83.3+84.4+85.5+86.6+87.7+88.8+89.9+90.0+91.1+92.2+93.3+94.4+95.5+96.6+97.7+98.8+99.9+100.0+101.1+102.2+103.3+104.4+105.5+106.6+107.7+108.8+109.9+110.0+111.1+112.2+113.3+114.4+115.5+116.6+117.7+118.8+119.9+120.0+121.1+122.2+123.3+124.4+125.5+126.6+127.7+128.8+129.9+130.0+131.1+132.2+133.3+134.4+135.5+136.6+137.7+138.8+139.9+140.0+141.1+142.2+143.3+144.4+145.5+146.6+147.7+148.8+149.9+150.0+151.1+152.2+153.3+154.4+155.5+156.6+157.7+158.8+159.9+160.0+161.1+162.2+163.3+164.4+165.5+166.6+167.7+168.8+169.9+170.0+171.1+172.2+173.3+174.4+175.5+176.6+177.7+178.8+179.9+180.0+181.1+182.2+183.3+184.4+185.5+186.6+187.7+188.8+189.9+190.0+191.1+192.2+193.3+194.4+195.5+196.6+197.7+198.8+199.9+200.0+201.1+202.2+203.3+204.4+205.5+206.6+207.7+208.8+209.9+210.0+211.1+212.2+213.3+214.4+215.5+216.6+217.7+218.8+219.9+220.0+221.1+222.2+223.3+224.4+225.5+226.6+227.7+228.8+229.9+230.0+231.1+232.2+233.3+234.4+235.5+236.6+237.7+238.8+239.9+240.0+241.1+242.2+243.3+244.4+245.5+246.6+247.7+248.8+249.9+250.0+251.1+252.2+253.3+254.4+255.5+256.6+257.7+258.8+259.9+260.0+261.1+262.2+263.3+264.4+265.5+266.6+267.7+268.8+269.9+270.0+271.1+272.2+273.3+274.4+275.5+276.6+277.7+278.8+279.9+280.0+281.1+282.2+283.3+284.4+285.5+286.6+287.7+288.8+289.9+290.0+291.1+292.2+293.3+294.4+295.5+296.6+297.7+298.8+299.9+300.0+301.1+302.2+303.3+304.4+305.5+306.6+307.7+308.8+309.9+310.0+311.1+312.2+313.3+314.4+315.5+316.6+317.7+318.8+319.9+320.0+321.1+322.2+323.3+324.4+325.5+326.6+327.7+328.8+329.9+330.0+331.1+332.2+333.3+334.4+335.5+336.6+337.7+338.8+339.9+340.0+341.1+342.2+343.3+344.4+345.5+346.6+347.7+348.8+349.9+350.0+351.1+352.2+353.3+354.4+355.5+356.6+357.7+358.8+359.9+360.0+361.1+362.2+363.3+364.4+365.5+366.6+367.7+368.8+369.9+370.0+371.1+372.2+373.3+374.4+375.5+376.6+377.7+378.8+379.9+380.0+381.1+382.2+383.3+384.4+385.5+386.6+387.7+388.8+389.9+390.0+391.1+392.2+393.3+394.4+395.5+396.6+397.7+398.8+399.9+400.0+401.1+402.2+403.3+404.4+405.5+406.6+407.7+408.8+409.9+410.0+411.1+412.2+413.3+414.4+415.5+416.6+417.7+418.8+419.9+420.0+421.1+422.2+423.3+424.4+425.5+426.6+427.7+428.8+429.9+430.0+431.1+432.2+433.3+434.4+435.5+436.6+437.7+438.8+439.9+440.0+441.1+442.2+443.3+444.4+445.5+446.6+447.7+448.8+449.9+450.0+451.1+452.2+453.3+454.4+455.5+456.6+457.7+458.8+459.9+460.0+461.1+462.2+463.3+464.4+465.5+466.6+467.7+468.8+469.9+470.0+471.1+472.2+473.3+474.4+475.5+476.6+477.7+478.8+479.9+480.0+481.1+482.2+483.3+484.4+485.5+486.6+487.7+488.8+489.9+490.0+491.1+492.2+493.3+494.4+495.5+496.6+497.7+498.8+499.9+500.0+501.1+502.2+503.3+504.4+505.5+506.6+507.7+508.8+509.9+510.0+511.1+512.2+513.3+514.4+515.5+516.6+517.7+518.8+519.9+520.0+521.1+522.2+523.3+524.4+525.5+526.6+527.7+528.8+529.9+530.0+531.1+532.2+533.3+534.4+535.5+536.6+537.7+538.8+539.9+540.0+541.1+542.2+543.3+544.4+545.5+546.6+547.7+548.8+549.9+550.0+551.1+552.2+553.3+554.4+555.5+556.6+557.7+558.8+559.9+560.0+561.1+562.2+563.3+564.4+565.5+566.6+567.7+568.8+569.9+570.0+571.1+572.2+573.3+574.4+575.5+576.6+577.7+578.8+579.9+580.0+581.1+582.2+583.3+584.4+585.5+586.6+587.7+588.8+589.9+590.0+591.1+592.2+593.3+594.4+595.5+596.6+597.7+598.8+599.9+600.0+601.1+602.2+603.3+604.4+605.5+606.6+607.7+608.8+609.9+610.0+611.1+612.2+613.3+614.4+615.5+616.6+617.7+618.8+619.9+620.0+621.1+622.2+623.3+624.4+625.5+626.6+627.7+628.8+629.9+630.0+631.1+632.2+633.3+634.4+635.5+636.6+637.7+638.8+639.9+640.0+641.1+642.2+643.3+644.4+645.5+646.6+647.7+648.8+649.9+650.0+651.1+652.2+653.3+654.4+655.5+656.6+657.7+658.8+659.9+660.0+661.1+662.2+663.3+664.4+665.5+666.6+667.7+668.8+669.9+670.0+671.1+672.2+673.3+674.4+675.5+676.6+677.7+678.8+679.9+680.0+681.1+682.2+683.3+684.4+685.5+686.6+687.7+688.8+689.9+690.0+691.1+692.2+693.3+694.4+695.5+696.6+697.7+698.8+699.9+700.0+701.1+702.2+703.3+704.4+705.5+706.6+707.7+708.8+709.9+710.0+711.1+712.2+713.3+714.4+715.5+716.6+717.7+718.8+719.9+720.0+721.1+722.2+723.3+724.4+725.5+726.6+727.7+728.8+729.9+730.0+731.1+732.2+733.3+734.4+735.5+736.6+737.7+738.8+739.9+740.0+741.1+742.2+743.3+744.4+745.5+746.6+747.7+748.8+749.9+750.0+751.1+752.2+753.3+754.4+755.5+756.6+757.7+758.8+759.9+760.0+761.1+762.2+763.3+764.4+765.5+766.6+767.7+768.8+769.9+770.0+771.1+772.2+773.3+774.4+775.5+776.6+777.7+778.8+779.9+780.0+781.1+782.2+783.3+784.4+785.5+786.6+787.7+788.8+789.9+790.0+791.1+792.2+793.3+794.4+795.5+796.6+797.7+798.8+799.9+800.0+801.1+802.2+803.3+804.4+805.5+806.6+807.7+808.8+809.9+810.0+811.1+812.2+813.3+814.4+815.5+816.6+817.7+818.8+819.9+820.0+821.1+822.2+823.3+824.4+825.5+826.6+827.7+828.8+829.9+830.0+831.1+832.2+833.3+834.4+835.5+836.6+837.7+838.8+839.9+840.0+841.1+842.2+843.3+844.4+845.5+846.6+847.7+848.8+849.9+850.0+851.1+852.2+853.3+854.4+855.5+856.6+857.7+858.8+859.9+860.0+861.1+862.2+863.3+864.4+865.5+866.6+867.7+868.8+869.9+870.0+871.1+872.2+873.3+874.4+875.5+876.6+877.7+878.8+879.9+880.0+881.1+882.2+883.3+884.4+885.5+886.6+887.7+888.8+889.9+890.0+891.1+892.2+893.3+894.4+895.5+896.6+897.7+898.8+899.9+900.0+901.1+902.2+903.3+904.4+905.5+906.6+907.7+908.8+909.9+910.0+911.1+912.2+913.3+914.4+915.5+916.6+917.7+918.8+919.9+920.0+921.1+922.2+923.3+924.4+925.5+926.6+927.7+928.8+929.9+930.0+931.1+932.2+933.3+934.4+935.5+936.6+937.7+938.8+939.9+940.0+941.1+942.2+943.3+944.4+945.5+946.6+947.7+948.8+949.9+950.0+951.1+952.2+953.3+954.4+955.5+956.6+957.7+958.8+959.9+960.0+961.1+962.2+963.3+964.4+965.5+966.6+967.7+968.8+969.9+970.0+971.1+972.2+973.3+974.4+975.5+976.6+977.7+978.8+979.9+980.0+981.1+982.2+983.3+984.4+985.5+986.6+987.7+988.8+989.9+990.0+991.1+992.2+993.3+994.4+995.5+996.6+997.7+998.8+999.9+1000.0+1001.1+1002.2+1003.3+1004.4+1005.5+1006.6+1007.7+1008.8+1009.9+1010.0+1011.1+1012.2+1013.3+1014.4+1015.5+1016.6+1017.7+1018.8+1019.9+1020.0+1021.1+1022.2+1023.3+1024.4+1025.5+1026.6+1027.7+1028.8+1029.9+1030.0+1031.1+1032.2+1033.3+1034.4+1035.5+1036.6+1037.7+1038.8+1039.9+1040.0+1041.1+1042.2+1043.3+1044.4+1045.5+1046.6+1047.7+1048.8+1049.9+1050.0+1051.1+1052.2+1053.3+1054.4+1055.5+1056.6+1057.7+1058.8+1059.9+1060.0+1061.1+1062.2+1063.3+1064.4+1065.5+1066.6+1067.7+1068.8+1069.9+1070.0+1071.1+1072.2+1073.3+1074.4+1075.5+1076.6+1077.7+1078.8+1079.9+1080.0+1081.1+1082.2+1083.3+1084.4+1085.5+1086.6+1087.7+1088.8+1089.9+1090.0+1091.1+1092.2+1093.3+1094.4+1095.5+1096.6+1097.7+1098.8+1099.9+1100.0+1101.1+1102.2+1103.3+1104.4+1105.5+1106.6+1107.7+1108.8+1109.9+1110.0+1111.1+1112.2+1113.3+1114.4+1115.5+1116.6+1117.7+1118.8+1119.9+1120.0+1121.1+1122.2+1123.3+1124.4+1125.5+1126.6+1127.7+1128.8+1129.9+1130.0+1131.1+1132.2+1133.3+1134.4+1135.5+1136.6+1137.7+1138.8+1139.9+1140.0+1141.1+1142.2+1143.3+1144.4+1145.5+1146.6+1147.7+1148.8+1149.9+1150.0+1151.1+1152.2+1153.3+1154.4+1155.5+1156.6+1157.7+1158.8+1159.9+1160.0+1161.1+1162.2+1163.3+1164.4+1165.5+1166.6+1167.7+1168.8+1169.9+1170.0+1171.1+1172.2+1173.3+1174.4+1175.5+1176.6+1177.7+1178.8+1179.9+1180.0+1181.1+1182.2+1183.3+1184.4+1185.5+1186.6+1187.7+1188.8+1189.9+1190.0+1191.1+1192.2+1193.3+1194.4+1195.5+1196.6+1197.7+1198.8+1199.9+1200.0+1201.1+1202.2+1203.3+1204.4+1205.5+1206.6+1207.7+1208.8+1209.9+1210.0+1211.1+1212.2+1213.3+1214.4+1215.5+1216.6+1217.7+1218.8+1219.9+1220.0+1221.1+1222.2+1223.3+1224.4+1225.5+1226.6+1227.7+1228.8+1229.9+1230.0+1231.1+1232.2+1233.3+1234.4+1235.5+1236.6+1237.7+1238.8+1239.9+1240.0+1241.1+1242.2+1243.3+1244.4+1245.5+1246.6+1247.7+1248.8+1249.9+1250.0+1251.1+1252.2+1253.3+1254.4+1255.5+1256.6+1257.7+1258.8+1259.9+1260.0+1261.1+1262.2+1263.3+1264.4+1265.5+1266.6+1267.7+1268.8+1269.9+1270.0+1271.1+1272.2+1273.3+1274.4+1275.5+1276.6+1277.7+1278.8+1279.9+1280.0+1281.1+1282.2+1283.3+1284.4+1285.5+1286.6+1287.7+1288.8+1289.9+1290.0+1291.1+1292.2+1293.3+1294.4+1295.5+1296.6+1297.7+1298.8+1299.9+1300.0+1301.1+1302.2+1303.3+1304.4+1305.5+1306.6+1307.7+1308.8+1309.9+1310.0+1311.1+1312.2+1313.3+1314.4+1315.5+1316.6+1317.7+1318.8+1319.9+1320.0+1321.1+1322.2+1323.3+1324.4+1325.5+1326.6+1327.7+1328.8+1329.9+1330.0+1331.1+1332.2+1333.3+1334.4+1335.5+1336.6+1337.7+1338.8+1339.9+1340.0+1341.1+1342.2+1343.3+1344.4+1345.5+1346.6+1347.7+1348.8+1349.9+1350.0+1351.1+1352.2+1353.3+1354.4+1355.5+1356.6+1357.7+1358.8+1359.9+1360.0+1361.1+1362.2+1363.3+1364.4+1365.5+1366.6+1367.7+1368.8+1369.9+1370.0+1371.1+1372.2+1373.3+1374.4+1375.5+1376.6+1377.7+1378.8+1379.9+1380.0+1381.1+1382.2+1383.3+1384.4+1385.5+1386.6+1387.7+1388.8+1389.9+1390.0+1391.1+1392.2+1393.3+1394.4+1395.5+1396.6+1397.7+1398.8+1399.9+1400.0+1401.1+1402.2+1403.3+1404.4+1405.5+1406.6+1407.7+1408.8+1409.9+1410.0+1411.1+1412.2+1413.3+1414.4+1415.5+1416.6+1417.7+1418.8+1419.9+1420.0+1421.1+1422.2+1423.3+1424.4+1425.5+1426.6+1427.7+1428.8+1429.9+1430.0+1431.1+1432.2+1433.3+1434.4+1435.5+1436.6+1437.7+1438.8+1439.9+1440.0+1441.1+1442.2+1443.3+1444.4+1445.5+1446.6+1447.7+1448.8+1449.9+1450.0+1451.1+1452.2+1453.3+1454.4+1455.5+1456.6+1457.7+1458.8+1459.9+1460.0+1461.1+1462.2+1463.3+1464.4+1465.5+1466.6+1467.7+1468.8+1469.9+1470.0+1471.1+1472.2+1473.3+1474.4+1475.5+1476.6+1477.7+1478.8+1479.9+1480.0+1481.1+1482.2+1483.3+1484.4+1485.5+1486.6+1487.7+1488.8+1489.9+1490.0+1491.1+1492.2+1493.3+1494.4+1495.5+1496.6+1497.7+1498.8+1499.9+1500.0+1501.1+1502.2+1503.3+1504.4+1505.5+1506.6+1507.7+1508.8+1509.9+1510.0+1511.1+1512.2+1513.3+1514.4+1515.5+1516.6+1517.7+1518.8+1519.9+1520.0+1521.1+1522.2+15</p>																																																																																																																																																																																																																							

## 富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅲ 新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																																																										
建築・設備工事成績評定編	63	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(新業2/2)</th> <th style="width: 15%;">(新業2/2)</th> <th style="width: 70%;">(新業2/2)</th> </tr> <tr> <th>考査項目・細別</th> <th></th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 創意工夫</td> <td rowspan="10">■安全衛生関係</td> <td><input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 35 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">■施工管理関係</td> <td rowspan="10"></td> <td><input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 42 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">■その他</td> <td rowspan="10"></td> <td>&lt;新技術活用&gt; ※本項目は2点の加点とする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。</td> </tr> <tr> <td>&lt;週休2日制工事&gt; ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率28.5%以上) 2点</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 43.7週7休以上4週8休未満(現場閉所率23%以上28.5%未満) 1点</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外(加点なし)</td> </tr> <tr> <td>&lt;その他&gt;</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 46 その他</td> </tr> <tr> <td>理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 47 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td>(最大 7点)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評点計= 1点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。          ※2 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。          ※3 上記の考査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。          なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。          ※4 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。          ※5 レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	(新業2/2)	(新業2/2)	(新業2/2)	考査項目・細別		評価対象項目	5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)	<input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	<input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	<input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	<input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	<input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫	<input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫	<input type="checkbox"/> 35 その他	理由:	詳細評価内容:		■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	<input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用	<input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫	<input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。	<input type="checkbox"/> 42 その他	理由:	詳細評価内容:		■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。	<input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。	<週休2日制工事> ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。	<input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率28.5%以上) 2点	<input type="radio"/> 43.7週7休以上4週8休未満(現場閉所率23%以上28.5%未満) 1点	<input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点	<input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外(加点なし)	<その他>	<input type="checkbox"/> 46 その他	理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。	<input type="checkbox"/> 47 その他	理由:	詳細評価内容:		(最大 7点)			評点計= 1点			建築・設備工事成績評定編	63	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">(新業2/2)</th> <th style="width: 15%;">(新業2/2)</th> <th style="width: 70%;">(新業2/2)</th> </tr> <tr> <th>考査項目・細別</th> <th></th> <th>評価対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">5 創意工夫</td> <td rowspan="10">■安全衛生関係</td> <td><input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 35 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">■施工管理関係</td> <td rowspan="10"></td> <td><input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 42 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">■その他</td> <td rowspan="10"></td> <td>&lt;新技術活用&gt; ※本項目は2点の加点とする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。</td> </tr> <tr> <td>&lt;週休2日制工事&gt; ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1点のいずれかとする。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 44.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・月単位) 2点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 45.現場閉所率25%以上(4週8休以上・月単位) 1点</td> </tr> <tr> <td>&lt;その他&gt;</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 46 その他</td> </tr> <tr> <td>理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 47 その他</td> </tr> <tr> <td>理由:</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細評価内容:</td> </tr> <tr> <td>(最大 7点)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>評点計=0点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。          ※2 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。          ※3 上記の考査項目の他に評価に値する受注者の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。          なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。          ※4 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。          ※5 レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	(新業2/2)	(新業2/2)	(新業2/2)	考査項目・細別		評価対象項目	5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)	<input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	<input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	<input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫	<input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	<input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫	<input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫	<input type="checkbox"/> 35 その他	理由:	詳細評価内容:		■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫	<input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	<input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用	<input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫	<input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。	<input type="checkbox"/> 42 その他	理由:	詳細評価内容:		■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。	<input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。	<週休2日制工事> ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1点のいずれかとする。	<input type="checkbox"/> 44.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・月単位) 2点	<input type="checkbox"/> 45.現場閉所率25%以上(4週8休以上・月単位) 1点	<その他>	<input type="checkbox"/> 46 その他	理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。	<input type="checkbox"/> 47 その他	理由:	詳細評価内容:		(最大 7点)			評点計=0点		
(新業2/2)	(新業2/2)	(新業2/2)																																																																																																													
考査項目・細別		評価対象項目																																																																																																													
5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 35 その他																																																																																																													
		理由:																																																																																																													
詳細評価内容:																																																																																																															
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 42 その他																																																																																																													
		理由:																																																																																																													
		詳細評価内容:																																																																																																													
		■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。																																																																																																											
<input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。																																																																																																															
<週休2日制工事> ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。																																																																																																															
<input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率28.5%以上) 2点																																																																																																															
<input type="radio"/> 43.7週7休以上4週8休未満(現場閉所率23%以上28.5%未満) 1点																																																																																																															
<input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点																																																																																																															
<input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外(加点なし)																																																																																																															
<その他>																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 46 その他																																																																																																															
理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 47 その他																																																																																																															
理由:																																																																																																															
詳細評価内容:																																																																																																															
(最大 7点)																																																																																																															
評点計= 1点																																																																																																															
(新業2/2)	(新業2/2)	(新業2/2)																																																																																																													
考査項目・細別		評価対象項目																																																																																																													
5 創意工夫	■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 30 塵埃対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 33 作業時における作業環境改善等の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 34 ゴミの減量化、アイドリングストップの助行等の地球環境への工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 35 その他																																																																																																													
		理由:																																																																																																													
詳細評価内容:																																																																																																															
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36 出来形の管理等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 37 施工計画書または写真記録等に関する工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 38 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 39 CAD、施工管理ソフト等の活用																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 40 CALSを活用した施工管理の工夫																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 41 施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 ※施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(OT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。																																																																																																													
		<input type="checkbox"/> 42 その他																																																																																																													
		理由:																																																																																																													
		詳細評価内容:																																																																																																													
		■その他		<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。																																																																																																											
<input type="checkbox"/> 43 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。																																																																																																															
<週休2日制工事> ※本項目は現場閉所(現場休息)率に応じて、2、1点のいずれかとする。																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 44.現場閉所率28.5%以上(4週8休以上・月単位) 2点																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 45.現場閉所率25%以上(4週8休以上・月単位) 1点																																																																																																															
<その他>																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 46 その他																																																																																																															
理由: 若手技術者の雇用など、担い手育成に向けた取組みが図られた。																																																																																																															
<input type="checkbox"/> 47 その他																																																																																																															
理由:																																																																																																															
詳細評価内容:																																																																																																															
(最大 7点)																																																																																																															
評点計=0点																																																																																																															

# 富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅲ 新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																								
建築・設備工事成績評定編	68	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">点数</th> <th style="width: 50%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">8. 法令遵守等</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-20 点</td> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-15 点</td> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-13 点</td> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-10 点</td> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-8 点</td> <td>5. 文書注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-5 点</td> <td>6. 口頭注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-3 点</td> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>-5 点</td> <td>8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表			点数	措置内容	8. 法令遵守等	◎	該当無し	○	-20 点	1. 指名停止3ヶ月以上	○	-15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	○	-13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	○	-10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	○	-8 点	5. 文書注意	○	-5 点	6. 口頭注意	○	-3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合	□	-5 点	8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p>			建築・設備工事成績評定編	68	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th> <th colspan="2" style="width: 90%;">法令遵守等の該当項目一覧表</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">点数</th> <th style="width: 50%;">措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">8. 法令遵守等</td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-20 点</td> <td>1. 指名停止3ヶ月以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-15 点</td> <td>2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-13 点</td> <td>3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-10 点</td> <td>4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-8 点</td> <td>5. 文書注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-5 点</td> <td>6. 口頭注意</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>-3 点</td> <td>7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もみり事故や交通事等は該当しない。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>-5 点</td> <td>8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p> </td> </tr> </tbody> </table>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表			点数	措置内容	8. 法令遵守等	◎	該当無し	○	-20 点	1. 指名停止3ヶ月以上	○	-15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	○	-13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	○	-10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	○	-8 点	5. 文書注意	○	-5 点	6. 口頭注意	○	-3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もみり事故や交通事等は該当しない。）	□	-5 点	8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p>		
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																												
	点数	措置内容																																																																											
8. 法令遵守等	◎	該当無し																																																																											
	○	-20 点	1. 指名停止3ヶ月以上																																																																										
	○	-15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																										
	○	-13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																										
	○	-10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																										
	○	-8 点	5. 文書注意																																																																										
	○	-5 点	6. 口頭注意																																																																										
	○	-3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合																																																																										
	□	-5 点	8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																										
	<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p>																																																																												
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																												
	点数	措置内容																																																																											
8. 法令遵守等	◎	該当無し																																																																											
	○	-20 点	1. 指名停止3ヶ月以上																																																																										
	○	-15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																										
	○	-13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																										
	○	-10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																										
	○	-8 点	5. 文書注意																																																																										
	○	-5 点	6. 口頭注意																																																																										
	○	-3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もみり事故や交通事等は該当しない。）																																																																										
	□	-5 点	8. 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																										
	<p>① 本考査項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工に当たり」とは、請負契約書の記載内容（工名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未済の部分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価簿方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表1により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 当該工事関係者が徴収等により逮捕または公訴された。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請負、技術者の専任違反等</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 監督または検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 下請代金運送防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 道徳観等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会等、暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、重平等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 他人コスト調査で虚偽の報告があった。</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 18. その他 理由：</p>																																																																												

